

令和 7 年 6 月 3 0 日

こども未来部保育政策課

江東区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の制定について

1 制定の理由

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）が一部改正され、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな通園制度として、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が定められた。

この中で、乳児等通園支援事業については、区市町村による認可事業として位置付けられ、その設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされており、区が当該条例を定める必要がある。制定にあたっては、内閣府令で定める基準に従い、又は参酌して条例を定めるものとされている。

2 条例の概要

（1）制度の趣旨

乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障する。

（2）乳児等通園支援事業者の一般原則

乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

定期的に外部の評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（3）乳児等通園支援事業者と非常災害

乳児等通園支援事業者は、非常災害に対する具体的計画を立て、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(4) 安全計画の策定

乳児等通園支援事業者は、設備の安全点検、職員の研修及びその他安全に関する事項について計画を定める。

(5) 職員の知識及び技能の向上

乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

(6) 虐待等の防止

乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(7) 苦情への対応

乳児等通園支援事業者は、苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(8) 乳児等通園支援事業の区分

乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活字型乳児等支援事業とする。

一般型乳児等通園支援事業とは、余裕活字型乳児等支援事業以外のものをいう。

余裕活字型乳児等支援事業とは保育所等で、それを利用する児童の数がその施設の定員に満たない場合に、定員数から利用数を除いた数以下の乳幼児を対象にして行う。

(9) 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

- ① 乳児室は1人につき、1.65 m²以上 (満2歳未満)
- ② ほふく室は1人につき、3.3 m²以上 (満2歳未満)
- ③ 保育室は1人につき、1.98 m²以上 (満2歳以上)
- ④ 非常警報器具等火災通報設備を設ける 等

(職員の基準)

- ① 保育士等を置かなければならない

② 乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の
幼児おおむね 6 人につき 1 人以上、そのうち半数以上は保育
士とする 等

(10) 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

保育所は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定める
ことによる。 等

(11) 保護者との連絡

乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接
な連絡を取り、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の
理解及び協力を得るよう努めなければならない。

3 制定時期

令和 7 年第 3 回区議会定例会にて条例制定予定